しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

一　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

二　特定役務のうち建設工事の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額

三　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

四　特定役務のうち上記以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の予定価格は、調達契約に関し契約事務細則第15条第３項ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、当該予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては、当該一連の調達契約により調達すべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（競争参加者の資格）

第４条　社長又は契約責任者（以下「社長等」という。）は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約事務細則第５条第１項又は第３項に規定する競争に参加する者に必要な資格を、随時に認定しなければならない。

２　社長等は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、競争に参加する者に必要な資格の基本となるべき事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等について、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、官報により公示しなければならない。

３　前項の公示においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　調達をする物品等又は特定役務の種類

二　競争に参加する者に必要な資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（一般競争の公告）

第５条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争に付する場合においては、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。

２　契約事務細則第24条第１項の規定は、特定調達契約に関する事務については適用しない。

（一般競争について公告をする事項）

第６条　前条第１項の規定による公告は、契約事務細則第11条各号に掲げる事項のほか次の各号に掲げる事項についても、するものとする。

一　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

二　第10条に規定する文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）の交付に関する事項

三　一般競争に参加する者に必要な資格がないと認められる者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨

四　落札者の決定の方法

五　契約事務細則第５条第１項又は第３項の規定による申請の時期及び場所

２　契約責任者は、前条第１項の規定による公告において、契約責任者の氏名及びその所属する組織の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により記載するものとする。

一　契約責任者の氏名及びその所属する組織の名称

二　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

三　入札執行の日時又は契約事務細則第５条第１項又は第３項の規定による申請の時期

四　その他必要な事項

（指名競争入札の公示等）

第７条　契約責任者は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。

２　前項の規定による公示は、前条の規定によるもののほか、契約事務細則第31条に規定する指名基準についても、するものとする。

３　契約事務細則第33条第１項の規定による通知は、原則として、第１項の規定による公示の日においてするものとする。この場合において、同条第２項の規定は適用しない。

４　前項の通知においては、契約事務細則第33条第１項の規定により通知しなければならない事項のほか、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第１号に掲げる事項

二　契約の手続において使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第８条　社長等は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし又は指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加することを希望する者から一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格の審査の申請があったときは、速やかに、契約事務細則第５条第１項又は第３項に規定する競争に参加する者に必要な資格を有するかどうかについて、認定のための審査を開始しなければならない。

２　契約責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合において、前項の規定による審査の結果、契約事務細則第５条第１項又は第３項の規定により資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、契約事務細則第33条第１項に規定する事項を通知しなければならない。

３　契約責任者は、特定調達契約につき第１項の規定により申請を行った者から入札書が契約事務細則第５条第１項又は第３項の規定による認定の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては契約事務細則第11条第２号に規定する一般競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

４　社長等は、第１項に規定する申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による認定を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（郵便等による入札）

第９条　契約責任者は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（入札説明書等の交付）

第10条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、入札を行うため必要な事項として次の各号に掲げる事項について説明する文書又は電磁的記録を交付するものとする。

一　契約責任者の氏名並びにその所属する組織の名称及び所在地

二　第６条第１項又は第７条第２項の規定により公告又は公示するものとされている事項（第６条第１項第２号に掲げる事項を除く。）

三　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

四　開札に立ち会う者に関する事項

五　契約の手続きにおいて使用する言語

六　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

七　その他必要な事項

（随意契約によることができる場合）

第11条　特定調達契約につき随意契約によることができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一　一般競争又は指名競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。